

「青少年の健全育成に協力する店」 遵守事項

「青少年の健全育成に協力する店」に登録された店舗は、交付されたステッカーを標示し下記事項及び業界の自主規制事項を遵守するとともに、青少年にふさわしくない行動を発見した場合は、直ちに注意するほか、青少年センターや市町村青少年担当課、警察に連絡するなどして健全育成及び非行防止に協力していただきます。

種 別	「青少年の健全育成に協力する店」登録店の主な遵守内容
コンビニエンスストア	<ul style="list-style-type: none"> ○ 条例による指定図書等は、屋内の一定の場所に、規則で定める方法により、一般の図書等と区分して陳列する。(成人雑誌(男性向け成人雑誌、レディースコミック、入れ墨関連図書等)コーナー等の設置) ○ 条例による指定図書等を陳列する場所の見やすい箇所に、当該指定図書等を青少年に対し販売したり、閲覧させたりすることが禁止されている旨を掲示する。 ○ ひわいな姿態などの写真、絵(まんがを含む)を表紙とする図書等を陳列するときは、当該図書等の表紙が店舗の外から見えない場所に置くように努める。 ○ 深夜において店舗内及び敷地内にいる青少年に対し、帰宅を促すよう努めるとともに、青少年のたまり場にならないよう監視に努める。 ○ 未成年者に酒類・たばこの販売を行わないことを遵守する。 ○ 上記のほか、自主的な方法により、青少年の健全な育成を阻害しないように努める。 <p>※ 掲示の例</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> <p>このコーナーの図書等は、「茨城県青少年の健全育成等に関する条例」の規定により、青少年(18歳未満)に販売、貸付け、閲覧等をさせることが禁止されております。</p> </div>
書店(古書店、ビデオレンタル・販売店、複合店を含む)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 条例による指定図書等は、屋内の一定の場所に、規則で定める方法により、一般の図書等と区分して陳列する。(成人雑誌(男性向け成人雑誌、レディースコミック、入れ墨関連図書等)コーナー等の設置) ○ 条例による指定図書等を陳列する場所の見やすい箇所に、当該指定図書等を青少年に対し販売したり、閲覧させたりすることが禁止されている旨を掲示する。 ○ ひわいな姿態などの写真、絵(まんがを含む)を表紙とする図書等を陳列するときは、当該図書等の表紙が店舗の外から見えない場所に置くように努める。 ○ 深夜に営業を行う場合は、店舗内及び敷地内にいる青少年に対し、帰宅を促すよう努める。 ○ 茨城県推奨図書など児童・生徒等に対し良書コーナーを設けるなどして、良書の選択に便宜を与える。 ○ 古物買受けを行う場合は、条例の規定を遵守して、正当な理由がある場合を除き、青少年からの古物買受けは拒否する。 ○ 青少年が使用する携帯電話・スマートフォンやパソコン、ゲーム機などのインターネットを利用することができる端末設備を販売する際に、フィルタリングに関する情報提供を行うよう努める。 ○ 上記のほか、自主的な方法により、青少年の健全な育成を阻害しないように努める。 <p>※ 掲示の例</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> <p>このコーナーの図書等は、「茨城県青少年の健全育成等に関する条例」の規定により、青少年(18歳未満)に販売、貸付け、閲覧等をさせることが禁止されております。</p> </div>

種 別	「青少年の健全育成に協力する店」登録店の主な遵守内容
カラオケボックス	<ul style="list-style-type: none"> ○ 飲酒・喫煙等非行の発生がないよう常時個室の監視に努め、場合によっては注意を促す。 ○ 「入場禁止標識」を入り口の見やすいところに掲示し、条例に基づく深夜入場禁止を徹底するとともに、条例で禁止される午後 11 時以前に退場するよう指導する。 ○ 上記のほか、自主的な方法により、青少年の健全な育成を阻害しないように努める。 <p>※ 入場禁止標識（縦書きで、縦 50 センチメートル、横 25 センチメートル）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>茨城県青少年の健全育成等に関する条例の規定により、午後十一時から翌日の午前四時までの間は、十八歳未満の方の入場をお断りいたします。</p> </div>
映画館	<ul style="list-style-type: none"> ○ 条例による指定映画及び映倫管理委員会で成人映画に指定された映画は、青少年に観覧させないことを厳守する。 ○ 条例による指定映画を上映する場合は、「入場規制標識」を入り口の見やすいところに必ず掲示する。 ○ 「入場禁止標識」を入り口の見やすいところに掲示し、条例に基づく深夜入場禁止を徹底するとともに、条例で禁止される午後 11 時以前に退場するよう指導する。 ○ 上記のほか、自主的な方法により、青少年の健全な育成を阻害しないように努める。 <p>※ 入場規制標識（縦書きで、縦 50 センチメートル、横 25 センチメートル）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>ただ今上映（上演）中の「 」は、茨城県青少年の健全育成等に関する条例により、有害興行として指定されましたので、十八歳未満の方の入場はお断りいたします。</p> </div> <p>※ 入場禁止標識（縦書きで、縦 50 センチメートル、横 25 センチメートル）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>茨城県青少年の健全育成等に関する条例の規定により、午後十一時から翌日の午前四時までの間は、十八歳未満の方の入場をお断りいたします。</p> </div>
質屋・古物商（リサイクルショップ含む）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 条例の規定を遵守して、正当な理由がある場合を除き、青少年からの質とりによる金銭貸し付け、古物買受けなどは拒否する。 ○ 上記のほか、自主的な方法により、青少年の健全な育成を阻害しないように努める。
家電店（携帯電話・パソコン等取扱店のみ）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 青少年が使用する携帯電話・スマートフォンやパソコン、ゲーム機などのインターネットを利用することができる端末設備を販売する際に、フィルタリングに関する情報提供を行うよう努める。 ○ 上記のほか、自主的な方法により、青少年の健全な育成を阻害しないように努める。
携帯電話販売店	<ul style="list-style-type: none"> ○ 青少年が使用する携帯電話・スマートフォンやパソコン、ゲーム機などのインターネットを利用することができる端末設備を販売する際に、フィルタリングに関する情報提供を行うよう努める。 ○ 上記のほか、自主的な方法により、青少年の健全な育成を阻害しないように努める。

種 別	「青少年の健全育成に協力する店」登録店の主な遵守内容
複合カフェ (マンガ喫茶・インターネットカフェ等)	<ul style="list-style-type: none"> ○ インターネットを利用する端末に、フィルタリングソフトを使用するなどして、青少年に有害情報を閲覧・視聴させないことを遵守する。 ○ 「入場禁止標識」を入り口の見やすいところに掲示し、条例に基づく深夜入場禁止を徹底するとともに、条例で禁止される午後 11 時以前に退場するよう指導する。 ○ 条例による指定図書等は、屋内の一定の場所に、規則で定める方法により、一般の図書等と区分して陳列する。(成人雑誌(男性向け成人雑誌、レディースコミック、入れ墨関連図書等)コーナー等の設置) ○ 条例による指定図書等を陳列する場所の見やすい箇所に、当該指定図書等を青少年に対し閲覧等させることが禁止されている旨を掲示する。 ○ 上記のほか、自主的な方法により、青少年の健全な育成を阻害しないように努める。 <p>※ 入場禁止標識(縦書きで、縦 50 センチメートル、横 25 センチメートル)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>茨城県青少年の健全育成等に関する条例の規定により、午後十一時から翌日の午前四時までの間は、十八歳未満の方の入場をお断りいたします。</p> </div>
ゲームセンター・ボウリング場	<ul style="list-style-type: none"> ○ 深夜において店舗内及び敷地内にいる青少年に対し、帰宅を促すよう努めるとともに、青少年のたまり場にならないよう監視に努める。 ○ 上記のほか、自主的な方法により、青少年の健全な育成を阻害しないように努める。
深夜営業を行う飲食店 (ファミリーレストラン、ファーストフード店等)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 飲酒、喫煙等の不良行為が行われやすいので、青少年に対し酒類の提供や灰皿は出さない。 ○ 深夜において店舗内及び敷地内にいる青少年に対し、帰宅を促すよう努めるとともに、青少年のたまり場にならないよう監視に努める。 ○ 上記のほか、自主的な方法により、青少年の健全な育成を阻害しないように努める。
金物店 塗料店 文房具店 玩具店	<ul style="list-style-type: none"> ○ 青少年がシンナー、接着剤等を買いに来たときは特に注意し、その購入理由等確かめるなど、乱用防止に努める。 ○ 危険を伴うような玩具や刃物類は、青少年に販売しないようにする。 ○ 上記のほか、自主的な方法により、青少年の健全な育成を阻害しないように努める。
薬局・薬店	<ul style="list-style-type: none"> ○ 非行の原因ともなりがちな睡眠薬や鎮痛剤等は青少年に販売しないようにする。 ○ 睡眠薬や鎮痛剤等を販売する場合は、購入理由等確かめ、購入者の住所、氏名を確認するとともに、取扱い使用方法について十分説明する。 ○ 上記のほか、自主的な方法により、青少年の健全な育成を阻害しないように努める。
旅館、ホテル	<ul style="list-style-type: none"> ○ 飲酒、喫煙、みだらな性行為、わいせつ行為、薬品類使用等の不良行為をするための場所を提供したり、斡旋したりしないことを遵守する。 ○ 上記のほか、自主的な方法により、青少年の健全な育成を阻害しないように努める。
その他の店舗	<ul style="list-style-type: none"> ○ 条例及びその他の法令の規定を遵守し、社会環境の健全化、青少年の健全育成に努める。

※文中の「条例」は、「茨城県青少年の健全育成等に関する条例」です。